

2025 年度 東京芸術文化鑑賞サポート助成 公募ガイドライン

アーツカウンシル東京では、東京都とともに、誰もが芸術文化に触れることができる社会の実現をめざしています。芸術文化がもたらす感動を誰もが共有できる都市・東京を創出するために、昨年度に引き続き、鑑賞者・参加者を対象とするアクセシビリティ向上を目的とした取組に対して、150 万円を上限として費用の実費を助成します。今秋開催される世界陸上及びデフリンピックの両大会は、芸術文化へのアクセシビリティ向上の機運を高める好機です。両大会の開催期間を中心に、鑑賞サポートの取組のさらなる普及に向け、都内一体となり機運醸成を図るためのキャンペーン（以下「キャンペーン」という。詳細は 1 頁参照。）を実施します。本助成の採択団体には、キャンペーンへの協力をお願いします。

なお、本助成事業は、助成金による支援を東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」による講座受講や相談対応等の支援と連動して実施します。芸術文化事業の実施団体等においては、本事業を通じて、芸術文化へのアクセシビリティに対する理解促進やノウハウ等の蓄積、担い手の育成等を図られることを期待します。

—— アーツカウンシル東京とは —————

世界的な芸術文化都市東京として、芸術文化の創造・発信を推進し、東京の魅力を高める多様な事業を展開しています。新たな芸術文化創造の環境整備をはじめ、東京の独自性・多様性を追求したプログラムの展開、多様な芸術文化活動を支える人材の育成や国際的な芸術文化交流の推進等に取り組みます。

■ キャンペーンについて

東京都及びアーツカウンシル東京は、芸術文化へのアクセシビリティ向上に取り組んでいます。今秋開催される世界陸上・デフリンピックを好機と捉え、両大会の開催時期を中心とした 2025 年 9 月から 12 月の期間、都立文化施設だけではなく、都内文化施設や展覧会・公演等と一体となってアクセシビリティ向上に取り組むとともに、さらなる普及に向けた機運醸成を図るためのキャンペーンを行います。（詳細は 5 月末頃公表予定）

本キャンペーンでは、鑑賞サポートを必要とする方々に対しても各施設や事業の取組を紹介し、認知向上を図ります。

■ キャンペーンへの協力をお願い

本助成で採択された事業のうち、本キャンペーンの期間中に実施される事業については、キャンペーンへのご協力をお願いいたします。具体的には広報物へのキャンペーンロゴの掲出に加え、事業関係者・参加者・観客の皆様に対し、本キャンペーンの趣旨とキャンペーンに参加している旨を周知し、この取組についての理解促進を図ってください。周知方法は、ポスター掲示、チラシ配布、メディアからの取材対応、SNS などによる方法を想定しています。

また、上記期間に関わらず本助成で採択された事業の主催団体については、本助成を活用して鑑賞サポートの普及に取り組む協力団体として、キャンペーンの特設ウェブサイトにて紹介させていただきますので、ご協力をお願いいたします。

なお、本キャンペーンに合わせて東京都及びアーツカウンシル東京が助成採択団体の鑑賞サポートの取組状況取材させていただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

東京芸術文化鑑賞サポート助成 公募ガイドライン 目次

キャンペーンについて		1
1.	支援内容	3
2.	助成対象となる事業	4
3.	助成対象とならない事業	5
4.	申請団体の資格	6
アクセシビリティ講座 2024「鑑賞サポート入門」の受講について		7
5.	助成対象経費	8
6.	助成金の交付方法	8
7.	申請できる件数等	8
8.	他団体からの助成等について	9
9.	審査のプロセス及びスケジュール	9
10.	個人情報の取扱い	9
11.	申請資料の提出方法と提出必要資料	9
12.	交付決定について（採否決定の通知）	11
13.	助成金交付決定後の対応について	12
14.	申請に関するお問い合わせ	14
<要綱> 東京芸術文化鑑賞サポート助成金交付要綱		
<別紙> 2025 年度東京芸術文化鑑賞サポート助成 助成対象経費の考え方 1. 助成対象経費の考え方 2. 鑑賞サポートの例 3. 申請分野ごとの経費の考え方 4. 助成対象経費一覧 5. 予算書における消費税について		

2025 年度 東京芸術文化鑑賞サポート助成

対象：2025 年 7 月 1 日（火）以降に開始し、
2026 年 6 月 30 日（火）までに終了する事業

申請受付開始

2025 年 4 月 30 日（水）14 時以降、随時受付

申込サイト：<https://act-kansho.support/>

※本助成事業は交付決定額の総額が予算の上限に達した時点で終了となります。

※事業開始 4 か月前の月末までに申請を完了してください。

※上記にかかわらず、2025 年 7 月 1 日から 2025 年 8 月 31 日までに開始する事業については 2025 年 5 月 31 日までに、2025 年 9 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日までに開始する事業については 2025 年 6 月 10 日までに申請を完了してください。

1. 支援内容

鑑賞サポートにかかる費用について、150 万円を上限として、実費を支援します（助成率 10/10）。

ここでの鑑賞サポートとは申請者が主催する公演や展覧会の鑑賞体験、イベントやプログラムの参加体験を豊かにするための環境整備のことで、障害や年齢等にかかわらず誰もが芸術文化の鑑賞に参加・申し込みしやすくする、作品、上演等を鑑賞しやすくするためのサポートです。

例えば、手話通訳、バリアフリー日本語字幕、音声認識アプリの活用を含めたリアルタイム字幕、音声案内、コミュニケーション支援となるアプリ開発等、点字サイン・パンフレット、タブレット等バリアフリー対応レンタル機器、専門スタッフ・アドバイザーにかかる経費等です（詳細は別紙「2025 年度東京芸術文化鑑賞サポート助成 助成対象経費の考え方」参照）。

また、介助者（手話通訳者やガイドヘルパー等）が鑑賞・参加するために要した経費や、対象事業における鑑賞サポートにかかわるスタッフの研修なども対象とします。ただし、スロープの設置など恒常的な施設整備に関する費用は対象経費となりません。

なお、外国人のお客様等への多言語対応、古典芸能の現代語訳や現代語解説対応は、そのみでの申請は対象となりません。他の鑑賞サポートと組み合わせてご申請ください。

2. 助成対象となる事業

本助成は、申請団体が主催する公演・展覧会などの事業に付与する鑑賞サポートに係る経費を対象とします。鑑賞ツアーやレクチャーなど鑑賞サポート自体が主たる事業は対象外となりますのでご注意ください。鑑賞サポートそのものが主たる事業の場合や、いわゆる参画サポートを行う事業の場合は、アートカウンシル東京が実施している「芸術文化による社会支援助成」等をご参照ください。申請団体が主催する事業は、以下のような事業が対象となります。

(1) 対象となる主催事業の分野

東京都内で実施される以下の分野の公演や展覧会など一般観客に公開され、申請団体が自ら主催する事業。1回の申請で対象期間内の複数の公演・展示等をまとめて申請することが可能です。

音楽・演劇・舞踊・美術・写真・メディア芸術（映像・映画、マンガ、アニメ、ゲームなど）・伝統芸能・芸能・生活文化（茶道、華道、書道など）・特定のジャンルにとらわれない芸術活動（複合）等

(2) 対象となる事業の実施期間

2025年7月1日以降に開始し、2026年6月30日までに終了する事業

※事業が数ヵ月に渡るロングラン公演や展覧会等で、事業の開始日が2025年6月30日以前の場合や、事業の終了日が2026年7月1日以降の場合については、上記期間の範囲内において実施される鑑賞サポートに係る経費が対象となります。期間外に鑑賞サポートを実施する場合の経費は按分する必要があります。

3. 助成対象とならない事業

- (1) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などが、教室（カルチャースクールを含む）、学生サークル、同好会、単独の流派等が行う稽古事や習い事等の講習会、発表会、温習会等
- (2) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などの主催者が申請団体以外の事業
- (3) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などが、コンクール、コンテストを主な目的とする事業
- (4) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などが、展示物、制作物等の販売活動を主な目的とする事業
※美術作品の販売を含む事業は助成対象となりません。
- (5) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などが、宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的とする事業
- (6) 鑑賞サポートを伴う公演や展覧会などが、慈善事業への寄付を主な目的とする事業
- (7) 国、地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している団体が、単独で主催する事業（申請者がこれらの団体と共催する事業は可）
- (8) 東京都や公益財団法人東京都歴史文化財団が主催、共催する事業
- (9) 東京都や公益財団法人東京都歴史文化財団から補助金、支援金、助成金、委託費等が支給されている事業又は支給を予定されている事業
※ただし、東京都歴史文化財団が実施する助成金等のうち、アーツカウンシル東京が実施する助成金が支給されている事業又は支給を予定されている事業については可（詳細は p8 7. 申請できる件数等）
- (10) 公益財団法人東京都歴史文化財団が管理運営する各施設（*）との共催事業や提携事業等
 - (*) 東京都庭園美術館、東京都江戸東京博物館、江戸東京たてもの園、東京都写真美術館、東京都現代美術館、東京都渋谷公園通りギャラリー、トーキョーアーツアンドスペース（トーキョーアーツアンドスペース本郷／トーキョーアーツアンドスペース レジデンス）、東京都美術館、東京文化会館、東京芸術劇場、東京舞台芸術活動支援センター（水天宮ピット）、シビック・クリエイティブ・ベース東京、START Box（ササハタハツ、お台場）

4. 申請団体の資格

(1) 申請団体の資格

- ・申請する事業を自ら主催し、同活動に要する経費を負担する芸術団体、民間団体、実行委員会、劇場・ホール等

※国、地方公共団体又は国、地方公共団体が基本金その他これに準じるものを出資している団体は申請者にはなれません。ただし、実行委員会のメンバーにはなれます。

- ・東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」が実施するアクセシビリティ講座 2024「鑑賞サポート入門」（動画）を受講した団体等

(2) 団体の要件

次の各号に掲げる要件を全て満たしていること

- ① 団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること
- ② 自ら経理、監査する等の会計組織を有すること
- ③ 団体の本部事務所や本店所在地が日本国内に存在すること。
- ④ 定款又はこれに類する規約、会則等を有すること（上記①から③までが明記されていること）
- ⑤ 政治活動、宗教活動を目的としていないこと
- ⑥ 申請する事業を主催し、同活動に要する経費を負担すること
- ⑦ 申請時点で団体が発足していること
- ⑧ 任意団体として申請する場合は、上記①から⑦までの要件を全て満たしていること

※申請する主催者は、事業の内容及び会計の責任を負う者であることを十分に留意してください。製作委員会や実行委員会が主催になる場合は、委員会として申請する必要があります。

※過去の助成採択時の事務手続きに問題があった場合は、適切な事務・進行管理ができない団体とみなされ、団体の要件を満たしていないと判断される場合があります。

※チラシやウェブサイト等の広報媒体に、主催者として申請団体の名義を記載してください。

※なお、次に掲げる法人その他の団体は、本助成金の対象となりません。

- ① 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- ② 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

申請にあたっては、アーツカウンシル東京相談サポートセンター「アートノト」のアクセシビリティ講座 2024「鑑賞サポート入門」(※)を申請事業の制作担当の方(鑑賞サポート担当含む)に受講していただく必要があります。(各 30 分程度、字幕、手話付)

※東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」公式 YouTube チャンネルにて公開

URL : https://www.youtube.com/playlist?list=PLsTZ2MWC_JVJQCIYxLCIFBS5DILrodOdZ

①基礎知識編

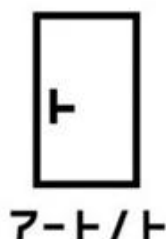
鑑賞サポート推進の目的・意義、現場からの声「鑑賞サポートを推進する上で大切なこと」事例紹介

②視覚障害者編

鑑賞サポートの案内(予約から来場・鑑賞・終了まで)や、サポート・ツール等の紹介

③聴覚障害者編

鑑賞サポートの案内(予約から来場・鑑賞・終了まで)や、サポート・ツール、手話等の紹介



アクセシビリティ講座で知識やノウハウを紹介！

専門家が鑑賞サポートに関する相談に丁寧に対応！

2024 年度より、芸術文化におけるアクセシビリティの向上を目的とし、鑑賞サポートに取り組む団体等を支援しています。

その一環として、アートノトでは、アクセシビリティ講座を開講し、アクセシビリティや鑑賞サポートに関する基礎的な知識や考え方、様々な事例やノウハウを紹介します。

また、相談窓口においては、アクセシビリティに関する知識を有した専門家が、鑑賞サポート等に関する困りごとなどの解決に向けてお手伝いをし、公式ウェブサイトでもアクセシビリティに関するさまざまな情報を提供します。

「東京芸術文化鑑賞サポート助成」に加え、こうした取組により、的確な鑑賞サポートの実現・普及を後押しし、障害の有無にかかわらず、誰もが芸術文化を鑑賞できる環境づくりを推進します。

〔参考〕東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」

東京都および公益財団法人東京都歴史文化財団アーツカウンシル東京が運営する東京芸術文化相談サポートセンター「アートノト」では、東京都内で活動するアーティストや芸術団体の活動支援を目的とし、オンラインを中心とした相談窓口、情報提供、講座事業を実施しています。 <https://artnoto.jp/>

5. 助成対象経費

助成対象経費の考え方については、別紙を参照してください。なお、2025 年度公募より消費税及び地方消費税は全て助成対象となりませんのでご注意ください。

- ※ 助成対象経費と認められない項目が含まれている場合は、申請額と助成金交付決定額が異なる場合があります。
- ※ 公演・展示等の経費、参画サポートに係る経費等、事業そのものに係る経費は助成対象となりません。
- ※ 東京都以外の国内及び海外で実施される公演・展示等に係る鑑賞サポートの経費は助成対象となりません。ツアーや巡回展の場合、全体にかかる経費については実施回数や規模で按分するなどし、都内での活動に該当する経費のみ計上してください。
- ※ 実績報告の際には、申請団体あての支払関係書類（請求書、領収書等）が必ず必要となります。

6. 助成金の交付方法

助成金は原則として、事業実施報告後の交付となります。

7. 申請できる件数等

- (1) 同一申請者が複数回採択されることはありません。複数の対象事業がある場合は、1 回の申請に複数の企画・事業を含めて申請してください。
- (2) 同一申請者が、同一の事業、あるいは異なる事業を、東京芸術文化鑑賞サポート助成（上限 150 万円）と東京芸術文化鑑賞サポート助成 2025 機運醸成枠（上限 300 万円）を並行して申請することは可能です。ただし、重複して採択されることはありません。
- (3) 同一申請者が、同一の事業、あるいは異なる事業を、アーツカウンシル東京が実施する他の助成プログラムと並行して申請することは可能です。
- (4) 現在、アーツカウンシル東京が実施するいずれかの助成プログラムで助成を受けている団体・事業であっても申請可能です。
- (5) アーツカウンシル東京が実施するいずれかの助成プログラムで助成を受けている場合、本助成事業による助成対象経費については、既に採択された助成プログラムの対象経費から控除するための変更申請をする必要があります。該当する場合は本助成の採択決定後、速やかに各助成担当者と連絡及び調整を行ってください。調整の結果、既採択事業での交付決定額が変わる可能性がありますのでご注意ください。

8. 他団体からの助成等について

当財団及び東京都以外の他の公的機関や民間の助成団体からの助成金・補助金の交付、企業協賛金等の有無は採否に影響はありません。助成金申請書「個票」の「申請事業の概要」にその旨を必ず記入してください。ただし、本助成プログラムの助成対象費目と重複する場合は、相当額を助成対象経費から控除します。

9. 審査のプロセス及びスケジュール

書類選考を経て、専門家を含めた審査会で選定します。なお、審査会は交付決定額の総額が予算の上限に達するまで原則2か月に1回程度開催する予定です。

※申請件数や審査の進捗状況によって、審査会の開催時期が変更になる可能性があります。予めご了承ください。

審査会	申請事業の開始日	申請締切	採択決定予定
①	7月1日 ～ 8月31日	5月31日	7月上旬
	～ 9月30日	6月10日	
②	～ 10月31日	6月30日	9月上旬
	～ 11月30日	7月31日	
③	～ 12月31日	8月31日	11月上旬
	～ 1月31日	9月30日	
④	～ 2月28日	10月31日	1月上旬
	～ 3月31日	11月30日	

10. 個人情報の取扱い

アーツカウンシル東京が当助成への申請に際して収集した個人情報は、公益財団法人東京都歴史文化財団のプライバシーポリシーに基づき、適正に管理し、助成事業に関する事務手続き、助成金の募集をはじめとするアーツカウンシル東京の事業に関連する案内、採択事業者の活動や助成事業に関するアンケート調査の実施目的の範囲内で適切に取り扱います。また、当助成の審査や事後評価等助成事業の運営に必要な範囲において外部有識者や東京都に提供することがあります。

11. 申請書類の提出方法と提出必要資料

申請書類の提出方法は、オンライン申請となります。申請を行う団体は、ウェブサイトの申請フォームより手続きを行ってください。申請内容は、申請後変更がないよう十分検討の上、ご提出ください。

※データの送信が適切に終了すると、「東京芸術文化鑑賞サポート助成」事務局<info@act-kansho.support>から申請受付メールが届きます。act-kansho.support というドメインのメールアドレスを受信可能な設定にしてください。メールが届かない場合は、下記「14. 申請に関するお問合せ」に記載のメールアドレスよりお問い合わせください。

※入力内容やアップロード書類は、ご自身で控えをとり保存してください。

※申請にあたり、下記の書類のアップロードが必要です。（１）、（２）及び（５）の書類様式は、「東京芸術文化鑑賞サポート助成特設ウェブサイトからダウンロードしてください。

[申請事業に関する資料]

（１）東京芸術文化鑑賞サポート助成申請書類一式（Excel）（①～④は１つのExcelファイル）

①助成金交付申請書

②個票

※鑑賞サポート費を含む事業全体の総予算額を必ず記載すること

※複数の企画・事業で鑑賞サポートを実施する場合は、それぞれに個票を作成すること。

③予算書

※2025 年度公募より、消費税及び地方消費税は全て助成対象外となります。

【消費税について】

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税です。消費税の課税対象は、「国内取引」と「輸入取引」に限られ、国外で行われる取引は課税対象にはなりません。また、「国内取引」のほとんどは課税の対象となります。国で非課税取引に定められているもの又は軽減税率（８％）の対象となる品目以外は、標準税率（１０％）で計上してください（例：出演料、謝金等）。

④申請団体調書

（２）アクセシビリティ講座 2024「鑑賞サポート入門」受講確認シート

（３）申請事業全体に関する簡易な企画書（書式自由。PDFで提出）

（４）補足資料（活動内容に関連する資料がある場合）（任意提出）

[その他申請団体に関する資料]

（５）暴力団等に該当しないことなどの「誓約書」（PDF）

※自署に限る。印字・スタンプ等は不可。

（６）定款またはこれに類する規約、会則等（PDF）

（７）申請団体の本部事務所や本店所在地が日本国内に存在することを証明する公的書類（※）

※法人の場合

原則、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書。

※任意団体の場合

本部事務所の所在地が、団体の構成員の居住地と一致する場合は、その方の住所が記載された証明書類（個人番号カード、個人番号通知カード、住民票又は住民票記載事項証明書、運転免許証、健康保険証、各種福祉手帳等）。個人の公的書類を提出する場合は、氏名及び住所以外の個人情報、必ず、塗りつぶす等読み取れないようにしてください。団体の構成員の居住地でない場合は、賃貸契約書等、団体の本部事務所が当該場所にあることを証明する書類。

【重要！】申請フォームの情報と本部事務所所在地／居住地確認書類に記載された申請者／事業者団体名及び住所が一致しない場合は、書類不備で審査ができませんのでご注意ください。

（８）法人格を有する団体の場合は前年度（決算終了した直近の年度）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）。任意団体の場合は前年度の収支決算書

注意！

- ※ 申請書を提出後、団体の申請担当者等について、連絡先や住所を変更した場合は、すみやかにご連絡ください。
- ※ 審査の段階で補足資料等の提出を求めることがありますが、その際はご協力ください。
- ※ 助成金交付決定額は申請書に記載された事業計画に対する助成の上限額であり、対象事業や支出計画等が変更になった場合は実費が対象となります。
- ※ 助成金交付決定後に申請者や対象事業、支出計画に不実の記載、また重大な変更が生じていると認められた場合は、助成金の減額や交付決定を取り消すことがあります。
- ※ 助成金の交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違していることが判明した場合や、本助成金交付要綱や法令に違反した場合は、交付決定を取り消し、助成金を返還していただくことがあります。

1 2. 交付決定について（採否決定の通知）

（1）採否決定の通知

原則として、2 か月に 1 回程度行われる審査会ごとに、採否に関わらず文書にて通知を行います。また、助成対象となった事業はアーツカウンシル東京ウェブサイトで公表します。

※ 申請件数や審査の進捗状況によって、審査会の開催時期が変更になる可能性がありますので、予めご了承ください。

※ 採否の理由については、お問合せいただいてもお知らせすることができませんので予めご了承願います。

（2）助成金交付額を確定する際の算定方法

助成対象事業の終了後に、鑑賞サポートの実施内容や支出に関する実績報告書を提出していただきます。その後、アーツカウンシル東京による審査を経て、助成金交付額が確定します（助成金交付決定通知書に記載される助成金交付決定額を上限として助成金額が確定します）。助成金交付額を確定する際は、「2025 年度東京芸術文化鑑賞サポート助成 助成対象経費の考え方（別紙）」に基づいて提出された会計書類に不備がないかを確認します。

※鑑賞サポートの実施に伴う収入がある場合

鑑賞サポートを実施するにあたり、チケット代等とは別に貸出機器の利用料等、鑑賞サポートの実施に伴う収入がある場合は以下のことに留意してください。

本助成金を含む鑑賞サポートに係る収入の総額が、鑑賞サポート実施に係る経費の総額（助成対象外経費も含む）を超える場合は、その超過相当額分を助成金交付決定額から控除し、助成金交付額を確定します。

1 3. 助成金交付決定後の対応について（助成対象団体の皆様に必ずご対応いただくこと）

〔実施時の対応〕

（１）広報物への掲載

助成対象事業となった場合、チラシ、ポスター、プログラム等印刷物やウェブサイトで次の一文を掲載してください。

【印刷物用】

本事業の鑑賞サポートは、「東京文化戦略 2030」の取組「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」の一環でアーツカウンシル東京が助成しています。

【ウェブサイト用】

本事業の鑑賞サポートは、誰もが芸術文化に触れることができる社会の実現に向けて、「東京文化戦略 2030」の取組「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」の一環としてアーツカウンシル東京が助成しています。

【印刷物用（英文）】

The accessibility support for this project is subsidized by Arts Council Tokyo as part of the Tokyo Cultural Strategy 2030's "Creative Well-being Tokyo" initiative.

【ウェブサイト用（英文）】

The accessibility support for this project is subsidized by Arts Council Tokyo as part of the Tokyo Cultural Strategy 2030's "Creative Well-being Tokyo" initiative, aiming for the realization of an inclusive society in which everyone has access to arts and culture.

本助成事業は、誰もが芸術文化に触れることができる社会の実現に向けて、「東京文化戦略 2030」の取組「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」の一環として行われています。採択された事業は「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」のウェブサイトで紹介します。

〔参考〕クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー



Creative Well-being Tokyo

だれもが文化でつながるプロジェクト

芸術文化の力や都立文化施設の資源を活用し、高齢化や共生社会など、東京の社会課題解決への貢献を目指し、高齢者、障害者、外国人、乳幼児等を対象者に「アクセシビリティ向上」と「鑑賞・創作・発表機会の拡大」に取り組むプロジェクト。本プロジェクトでは、都立文化施設の情報アクセシビリティ環境を整備し、障害や年齢等を問わずあらゆる人が文化芸術を鑑賞するとともに、参加・創造するためのプログラムを実施しています。

<https://creativewell.rekibun.or.jp/>

（２）事業に関する情報の公開

本助成事業の対象となった場合、申請者の名称、問合せ先、事業概要及び交付決定額等の情報を、東京都及びアーツカウンシル東京において広報等で公表します。

また、本助成で採択された事業の主催団体をキャンペーンの協力団体としてキャンペーン特設ウェブサイトにて紹介します。また、採択された事業のうち、本キャンペーンの期間中（2025 年 9 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日）に実施されるものについては、事業の情報をキャンペーン特設ウェブサイトで公表します。

（３）安全への配慮

助成対象事業を実施するにあたっては、利用者、観覧者等の安全等に配慮してください。事故等が発生した場合は、速やかに状況を報告してください。

（４）キャンペーンへの協力

2025 年 9 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日に実施する事業については、チラシ、ポスター、プログラム等印刷物やウェブサイトでキャンペーンのロゴ等を掲載いただきます。詳細については、採択決定時に事務局よりお知らせいたします。

なお、上記（１）に記載の事項との併記が難しい場合は、キャンペーンのロゴを優先してください。

（５）メディアへのアプローチ

助成対象事業の実施にあたって、取材誘致等のメディアへの積極的なアプローチをお願いいたします。

（６）ハラスメント防止

助成対象事業の実施にあたっては、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の防止に十分にご留意ください。

〔実施後の対応〕

（１）事業終了後の報告書提出

助成対象事業となった場合、事業の終了後 2 か月以内に、所定の様式による実績報告書の提出、事業の記録となる画像の提出及び会計報告に関わる書類（関係する帳簿及び支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等））を提出いただきます。

※提出いただいた記録画像につきましては、東京都及びアーツカウンシル東京において無償で広報等に利用させていただく場合があります。あらかじめご承知の程お願いいたします。

（２）支払いについて

会計報告・関係書類の精査後、本助成事業として認められる経費について実費をお支払いします。ただし、採択時の交付決定額を上回ることはありません。鑑賞サポートの内容（対象費目）等について変更がある場合は、適宜変更等承認申請書をご提出ください。予定・申請されていた費目以外の費用は認められません。また、経費が対象外と判断される場合があります。その場合も実費として認められませんのでご注意ください。

（３）助成対象事業の経理及び関係書類の保管

助成対象事業実施者は助成金交付に関する一連の通知、関係書類、会計報告に関わる書類（関係する帳簿及び支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等））を、助成金の交付を受けた年度の終了後、7 年間保管しなければなりません。アーツカウンシル東京に提出した会計報告書の写し及び全ての会計報告に関わる書類の原本を保管するようにしてください。

1 4. 申請に関するお問い合わせ

「東京芸術文化鑑賞サポート助成」事務局 （平日 10:00～17：00）

電 話 ： 03-6869-6609

F A X ： 03-6697-8858

E-mail ： info@act-kansho.support

※申請に関するお問合せは、回答に時間を要する場合がありますので余裕をもってご連絡ください。直前のお問合せには対応できない場合がありますのでご了承ください。